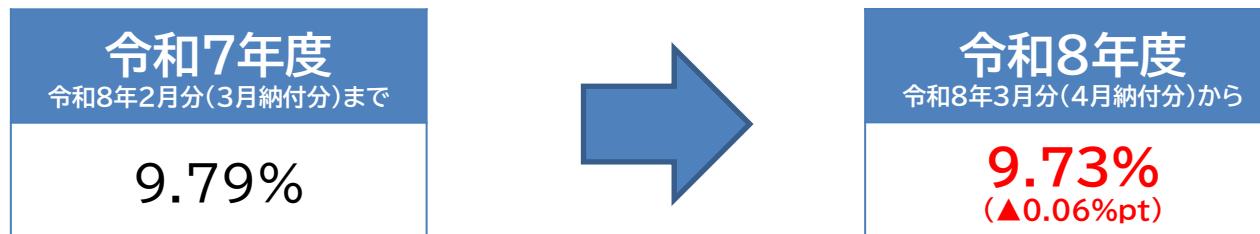


令和 8 年度 千葉支部保険料率について

令和8年度 千葉支部健康保険料率の見込み

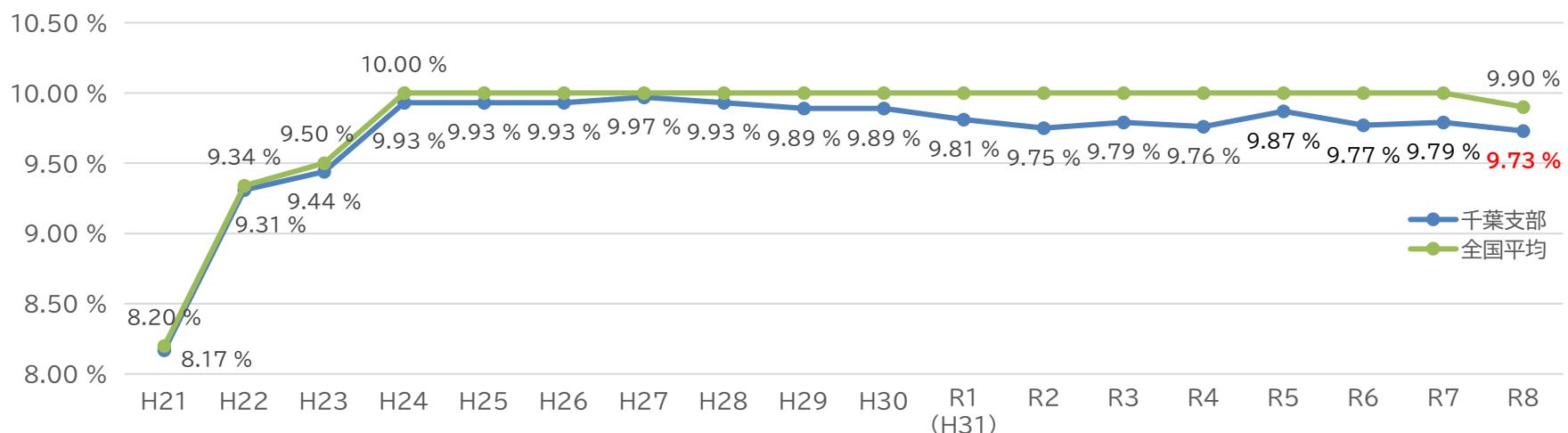
令和8年度の健康保険料率は、令和6年度の各都道府県支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直すことになります。また、インセンティブ制度に係る令和6年度実績を踏まえ、+0.01%を加算することとします。



9.79%から9.73%へ引き下げた場合の令和8年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半後)

[月額] 96 円 (15,664円 → 15,568円) の負担減 (※)標準報酬月額を320,000円とした場合の負担を算出

千葉支部保険料率の推移



令和8年度 千葉支部健康保険料率の内訳

	全国	千葉支部
① 医療給付費の所要保険料率(調整前)	5.35 %	5.10 %
② 年齢調整	-	▲0.06 %
③ 所得調整	-	0.10 %
④ 医療給付費の所要保険料率(調整後) (①+②+③)	5.35 %	5.15 %
⑤ 後期高齢者支援金等の所得保険料率(全国一律)	4.55 %	
⑥ 所要保険料率 (④+⑤)	9.90 %	9.69 %
⑦ 前々年度精算分	-	0.02 %
⑧ インセンティブ分	-	0.01 %
令和8年度保険料率 (⑥+⑦+⑧)	9.90 %	9.73 %

(参考)令和7年度保険料率

全国	千葉支部
5.35 %	5.10 %
-	▲0.06 %
-	0.11 %
5.35 %	5.15 %
	4.65%
10.00 %	9.80 %
-	▲0.02 %
-	0.01 %
10.00 %	9.79 %

※端数整理のため計数が整合しない場合がある。

② 年齢調整について

・年齢構成が高い支部ほど医療費が高くなる傾向にあるため、年齢構成を全国平均とした場合の医療費と、実際の年齢構成に基づく医療費との差額を算出し調整を行うもの(年齢構成が全国平均より高い支部は保険料率が下がり、年齢構成が全国平均より低い支部は保険料率が上がる)。

③ 所得調整について

・所得が低い支部ほど保険料率が高くなる傾向があるため、実際の支部の所得水準に基づく医療給付費と、所得水準を全国平均とした場合の医療費との差額を算出し調整を行うもの(所得が全国平均より高い支部は保険料率が上がり、所得が全国平均より低い支部は保険料率が下がる)。

⑤ 後期高齢者支援金等の所得保険料率について

共通料率[A + B - C]	4.55 %
A:後期高齢者支援金等の拠出金の率	3.76 %
B:協会の事務経費、準備金積立等の率	0.83 %
C:収入等の率	0.04 %

- ・A=[現金給付費、拠出金（前期高齢者納付金・後期高齢者支援金等）]×総報酬按分率÷支部総報酬額
- ・B=業務経費、一般管理費等×総報酬按分率÷支部総報酬額
- ・C=貸付金返済収入、雑収入等×総報酬按分率÷支部総報酬額

(参考) 令和8年度 千葉支部健康保険料率の算定方法

【基礎計数】

	加入者数 (百人)	医療給付費 (百万円)	総報酬額 (百万円)	総報酬 按分率	前々年度 精算額 (百万円)
全国	399,890	6,037,755	112,809,908	-	-
千葉支部	10,399	152,723	2,991,706	0.0265199	▲ 747

① 医療給付費の所得料率(調整前)

【千葉支部】

$$\frac{\text{支部医療給付費}}{\text{支部総報酬額}} = \frac{152,723\text{百万円}}{2,991,706\text{百万円}} = 5.10\%$$

【全国】

$$\frac{\text{全国医療給付費}}{\text{全国総報酬額}} = \frac{6,037,755\text{百万円}}{112,809,908\text{百万円}} = 5.35\%$$

② 年齢調整

$$\frac{(\text{平均給付費} - \text{標準給付費})}{\text{支部総報酬額}} = \frac{(157,007\text{百万円} - 158,859\text{百万円})}{2,991,706\text{百万円}} = \blacktriangle 0.06\%$$

③ 所得調整

$$\frac{(\text{全国医療給付費} \times \text{総報酬按分率} - \text{平均給付費})}{\text{支部総報酬額}} = \frac{(6,037,755\text{百万円} \times 0.0265199 - 157,007\text{百万円})}{2,991,706\text{百万円}} = 0.10\%$$

⑦ 前々年度精算分

$$\frac{\text{令和6年度精算額}}{\text{支部総報酬額}} \times -1 = \frac{\blacktriangle 747\text{百万円}}{2,991,706\text{百万円}} \times -1 = 0.02\%$$

⑧ インセンティブ分

$$\frac{\text{加減算額}}{\text{支部総報酬額}} = \frac{271\text{百万円}}{2,991,706\text{百万円}} = 0.01\%$$

年齢階級	加入者一人当たり 医療給付費(全国一律) (円)	千葉支部 加入者数 (百人)	千葉支部 標準給付費 (百万円)	千葉支部 平均給付費 (百万円)
0~4歳	211,953	377	7,988	
5~9歳	107,667	491	5,291	
10~14歳	92,334	558	5,153	
15~19歳	80,654	600	4,840	
20~24歳	65,844	674	4,435	
25~29歳	78,776	685	5,395	
30~34歳	93,168	703	6,554	
35~39歳	102,791	762	7,832	
40~44歳	110,874	865	9,590	
45~49歳	130,191	995	12,958	
50~54歳	160,334	1,121	17,967	
55~59歳	201,612	914	18,423	
60~64歳	253,626	728	18,472	
65~69歳	316,464	530	16,785	
70~74歳	434,622	395	17,177	
全体	150,985	10,399	158,859	157,007

※ 平均給付費 = 加入者一人当たり医療給付費(全国) × 支部加入者数
 ※ 標準給付費 = $\sum \{ \text{加入者一人当たり医療給付費(年齢階級別)} \times \text{支部加入者数(年齢階級別)} \}$
 ※ 総報酬按分率 = 支部総報酬額 ÷ 全国総報酬額

都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて(令和8年度見込み 仕訳表)

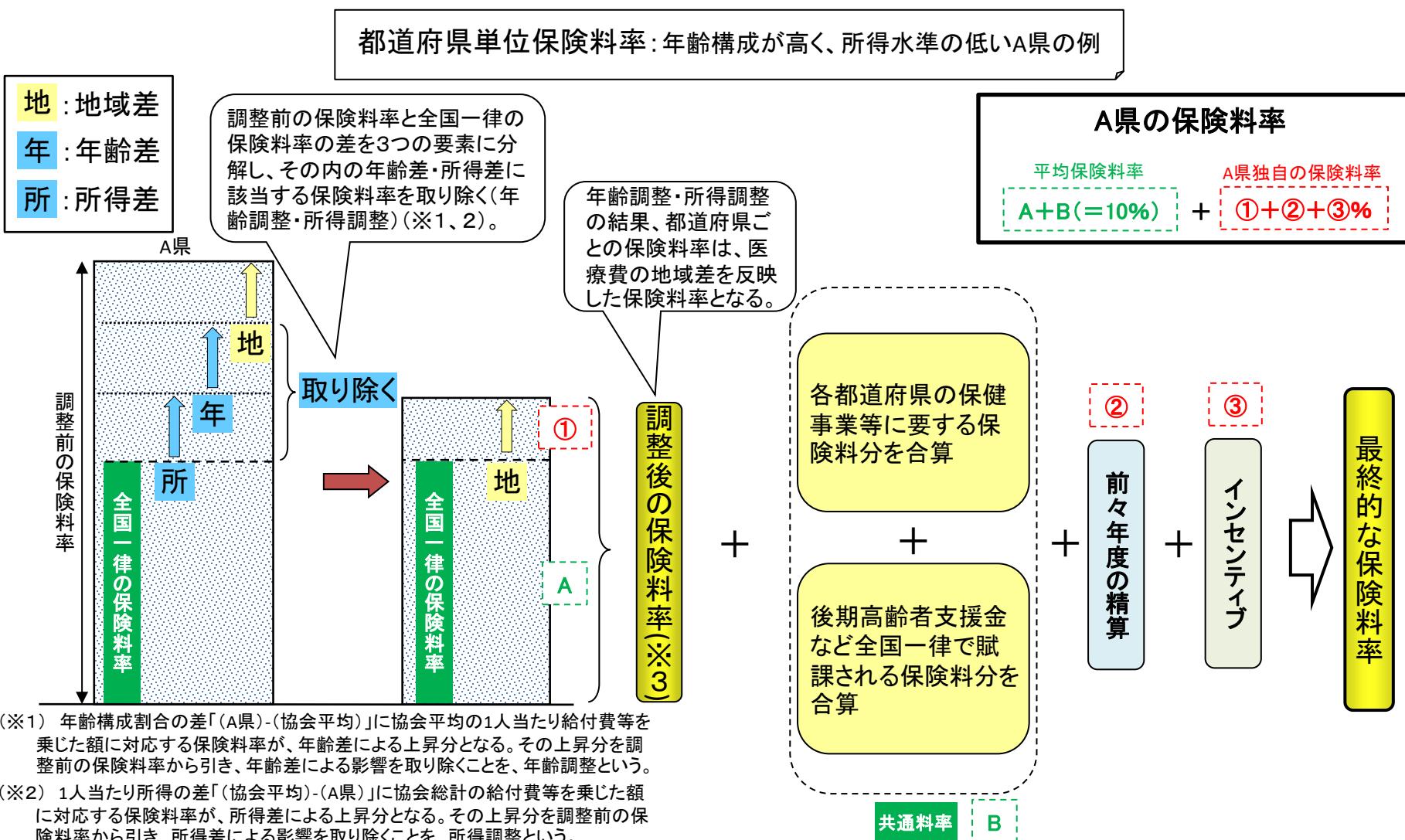
【支出】	(百万円)
法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費(国庫補助を除く)	6,037,755
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等(出産育児交付金、国庫補助、日雇拠出金を除く)	582,941
・拠出金等(国庫補助を除く)	3,662,120
・前期高齢者納付金	1,089,443
・後期高齢者支援金	2,572,676
・病床転換支援金	1
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費(国庫補助を除く)	289,672
・一般管理費(国庫負担を除く)	71,669
・貸付金	39
・雑支出	2,845
・準備金積立て	513,726
*事務経費・雑支出(国)	57,044
合 計	11,217,812

【収入】	
保険料収入	
・保険料収入(一般分)	11,168,181
その他収入	
・貸付金返済収入	39
・雑収入	22,319
*日雇特例被保険者保険料収入	1,374
*雑収入等(国)	25,899
合 計	11,217,812

- *については、国の予算において計上されるもの。
- 第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。
- 第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- 第3号経費及びその他収入において、令和6年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

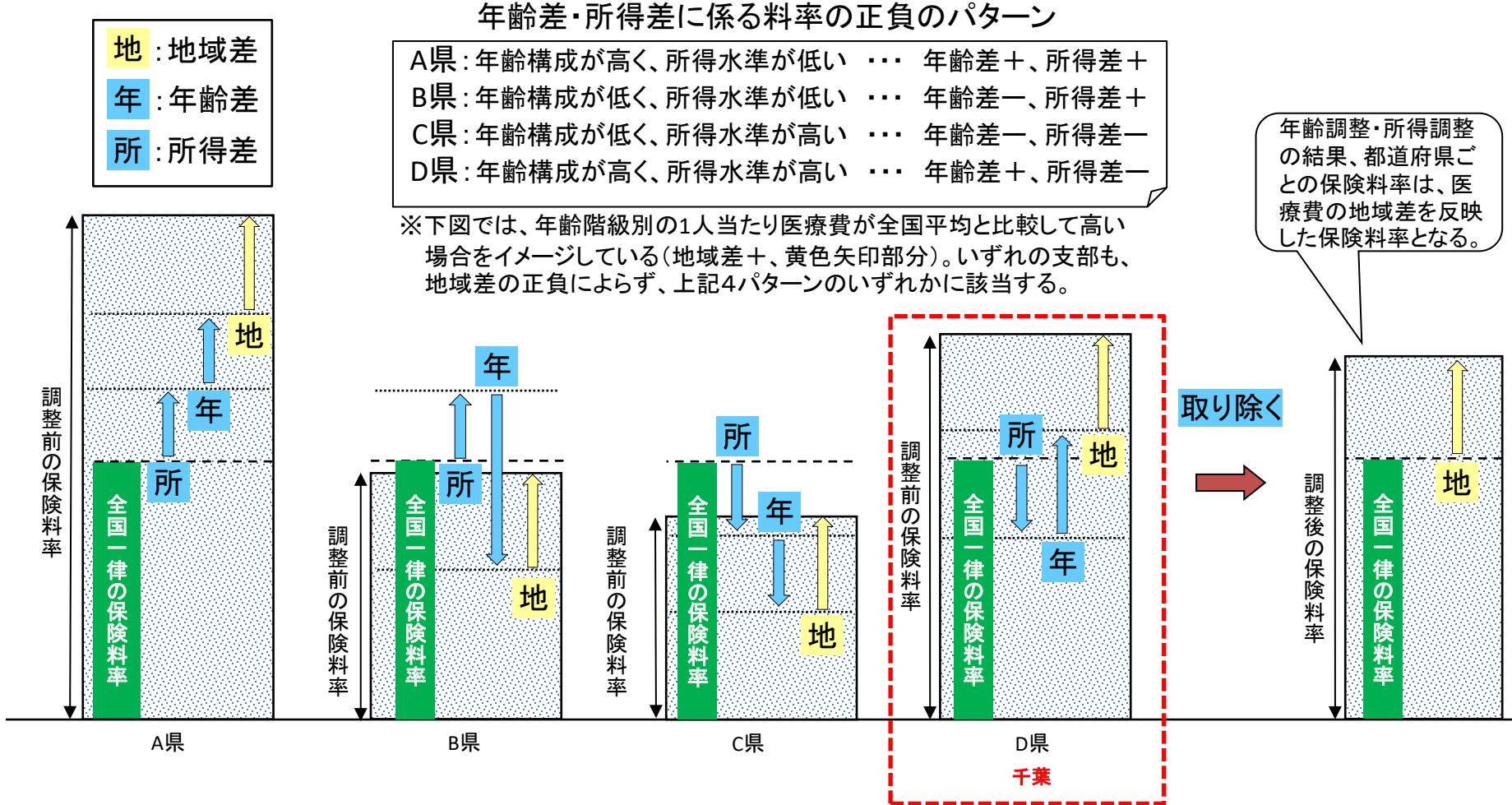
《参考》協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。



《参考》支部間の不均衡を是正するための年齢調整・所得調整のイメージ

年齢構成・所得水準の高低に応じて、年齢差・所得差に係る料率の正負が定まる。年齢差・所得差に係る料率と絶対値が同じで正負が異なる値を調整前の保険料率に加える(年齢調整・所得調整)ことで、調整前の保険料率に内在する年齢構成・所得水準による不均衡が取り除かれる。



年齢差・所得差に係る料率の正負のパターン

令和8年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数、令和7年度からの変化(暫定版)

令和8年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.55	1
10.28	1
10.24	1
10.15	1
10.13	2
10.12	1
10.11	1
10.10	1
10.08	3
10.06	2
10.05	2
10.02	2
9.98	1
9.96	1
9.93	1
9.91	1

保険料率 (%)	支部数
9.89	1
9.88	1
9.86	2
9.85	1
9.83	1
9.80	1
9.79	1
9.78	1
9.77	2
千葉 9.73	1
9.71	1
9.70	1
9.68	1
9.67	1
9.63	1
9.61	2
9.59	1
9.55	1
9.52	1
9.51	1
9.50	1
9.21	1

22

令和8年度都道府県単位保険料率の
令和7年度からの変化
(暫定版)

料率 (%)	金額 (円)	令和7年度保険料率 からの変化分	支部数
+0.17	+255	1	
+0.14	+210	1	
+0.04	+ 60	2	
+0.01	+ 15	3	

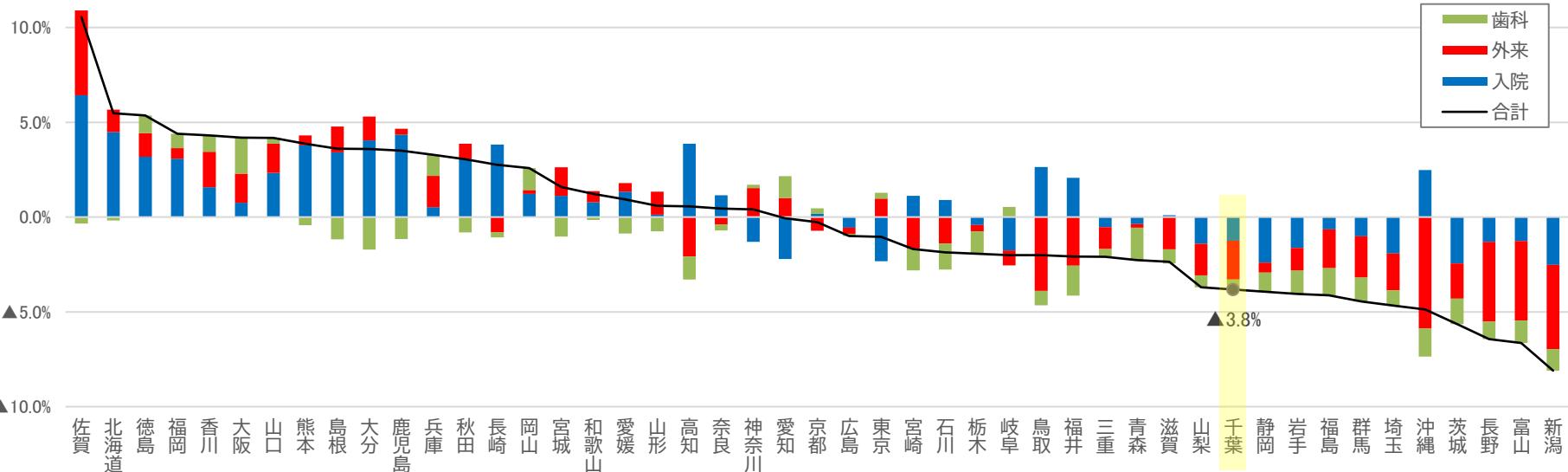
7

料率 (%)	金額 (円)	令和7年度保険料率 からの変化分	支部数
▲0.01	▲ 15	▲0.06	1
▲0.03	▲ 45	▲0.07	1
▲0.04	▲ 60	▲0.08	1
千葉 ▲0.06	▲ 90	▲0.09	4
▲0.07	▲105	▲0.10	1
▲0.08	▲120	▲0.11	3
▲0.09	▲135	▲0.12	2
▲0.10	▲150	▲0.13	2
▲0.11	▲165	▲0.14	1
▲0.12	▲180	▲0.15	1
▲0.13	▲195	▲0.17	1
▲0.14	▲210	▲0.18	2
▲0.15	▲225	▲0.19	3
▲0.17	▲255	▲0.20	2
▲0.18	▲270	▲0.21	1
▲0.19	▲285	▲0.22	1
▲0.20	▲300	▲0.23	3
▲0.21	▲315	▲0.32	1
▲0.22	▲330	▲0.34	2
▲0.23	▲345	▲0.35	1
▲0.32	▲480		
▲0.34	▲510		
▲0.35	▲525		

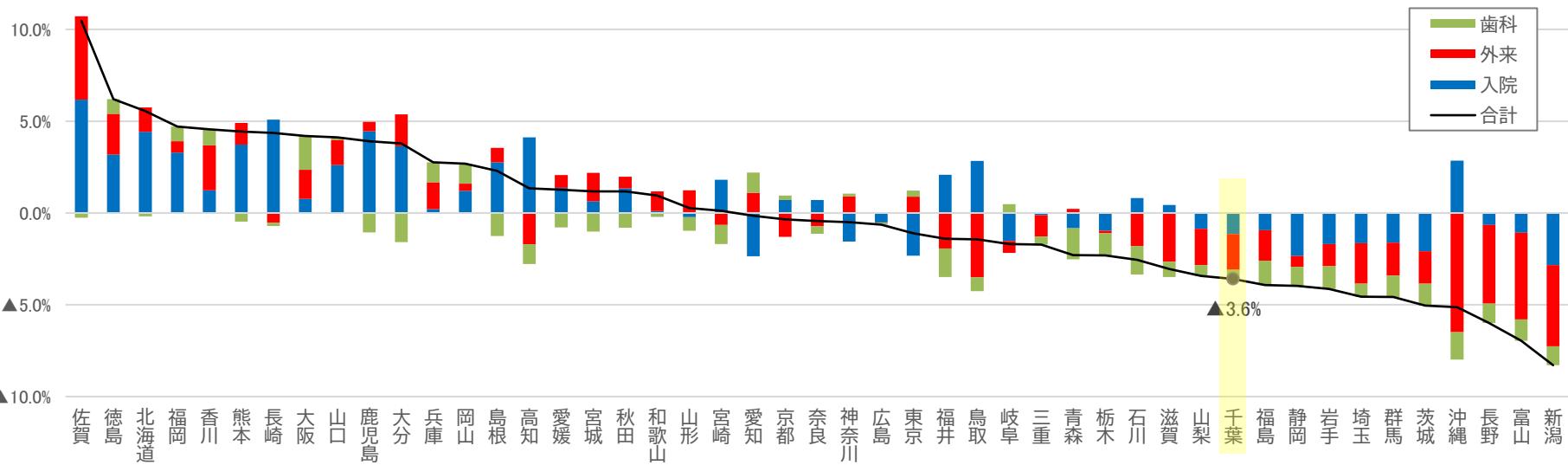
40

(参考)年齢調整後の加入者一人当たり医療費の全国平均からの乖離率寄与度

令和6年度



令和5年度



(参考) 2024(令和6)年度 千葉支部の収支について

2024(令和6)年度 千葉支部の収支状況（暫定版）

（単位：百万円）

		2023(R5)年度 決算①	2024(R6)年度 決算(暫定版)②	増減 (②-①)
収入	保険料収入（一般分）	265,784	276,083	10,299
	その他収入（日雇保険料含む）	620	1,011	391
	計	266,404	277,094	10,690
支出	医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）	140,150	144,950	4,800
	（医療給付費）	138,781	143,613	4,832
	（年齢調整額）	▲ 1,749	▲ 1,731	18
	（所得調整額）	3,118	3,068	▲ 49
	現金給付費等（国庫補助を除く）	13,555	14,413	859
	拠出金等（国庫補助を除く）	91,889	92,825	936
	業務経費（国庫補助を除く）	4,515	4,965	450
	一般管理費（国庫負担を除く）	1,089	1,680	591
	その他支出	1,261	1,431	170
	前々年度の収支差の精算	943	▲ 168	▲ 1,111
収支差	前々年度のインセンティブ	256	263	7
	計	253,658	260,360	6,702
	全国平均分	12,746	16,734	3,988
地域差分	地域差分	550	▲ 747	▲ 1,297

*端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

地域差分の▲7.47億円については2026(令和8)年度の保険料率算定期に精算することとなり、
2024(令和6)年度の総報酬額の実績に基づき、保険料率換算すると+0.03%となる。

【収支差の考え方】

○全国平均分

適用した保険料率の全国平均が実績の均衡保険料率に比べて高く、剩余となったことを表すもの。便宜的に各支部に振り分けているもので、実際に各支部に割り当てられたものではない。

○地域差分

加入者一人当たり医療給付費の全国平均との差の実績が保険料率算定期の見込みから乖離した影響を表すもので、当該年度の医療費が保険料率算定期より低ければプラス、高ければマイナスとなる（プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合はマイナスを取ったものを支出に加算する）。

賃金の動向

	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
千葉	31.4 (+2.1%)	32.0 (+2.0%)	32.4 (+1.4%)
全国	29.8 (+2.0%)	30.4 (+2.0%)	30.9 (+1.6%)

医療費の動向

	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
千葉	16.8 (+3.1%)	17.6 (+4.7%)	17.7 (+0.7%)
全国	17.4 (+4.6%)	18.1 (+4.0%)	18.3 (+1.2%)

加入者数等の動向

	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
加入者数	101.6 (▲0.1%)	101.3 (▲0.3%)	103.1 (+1.8%)
	4,001.1 (▲0.8%)	3,956.3 (▲1.1%)	3,964.9 (+0.2%)
被保険者数	64.0 (+0.8%)	64.4 (+0.7%)	66.6 (+3.4%)
	2,514.9 (+0.1%)	2,515.3 (+0.0%)	2,558.5 (+1.7%)

扶養率	千葉	0.589	0.572	0.548
全国	0.591	0.573	0.550	

«参考»収支差の要因分解

(予算) ※保険料率算定期

＜金額ベース＞

	収入		支出			収支差 (百万円)	
	保険料収入	その他収入	医療給付費	現金給付費 ・拠出金等	前々年度精算	インセンティブ	
全国	10,250,887	18,543	5,534,877	4,426,295	0	0	308,257
千葉	260,169	482	137,503	115,041	▲ 168	263	8,012
全国平均分	266,424	482	143,854	115,041	0	0	8,012
地域差分	▲ 6,255	0	▲ 6,351	0	▲ 168	263	0

＜料率ベース＞

	収入		支出			収支差 (%)	
	保険料収入	その他収入	医療給付費	現金給付費 ・拠出金等	前々年度精算	インセンティブ	
全国	10.00%	0.02%	5.40%	4.32%	0.00%	0.00%	0.30%
千葉	9.77%	0.02%	5.16%	4.32%	▲ 0.01%	0.01%	0.30%
全国平均分	10.00%	0.02%	5.40%	4.32%	0.00%	0.00%	0.30%
地域差分	▲ 0.23%	0.00%	▲ 0.24%	0.00%	▲ 0.01%	0.01%	0.00%

(決算見込み)

＜金額ベース＞

	収入		支出			収支差 (百万円)	
	保険料収入	その他収入	医療給付費	現金給付費 ・拠出金等	前々年度精算	インセンティブ	
全国	10,647,587	35,259	5,679,966	4,344,301	0	0	658,579
千葉	276,083	1,011	144,950	115,314	▲ 168	263	16,734
全国平均分	282,627	936	150,768	115,314	0	0	17,481
地域差分	▲ 6,544	75	▲ 5,818	0	▲ 168	263	▲ 747

＜料率ベース＞

	収入		支出			収支差 (%)	
	保険料収入	その他収入	医療給付費	現金給付費 ・拠出金等	前々年度精算	インセンティブ	
全国	10.00%	0.03%	5.34%	4.08%	0.00%	0.00%	0.62%
千葉	9.77%	0.04%	5.13%	4.08%	▲ 0.01%	0.01%	0.59%
全国平均分	10.00%	0.03%	5.34%	4.08%	0.00%	0.00%	0.62%
地域差分	▲ 0.23%	0.00%	▲ 0.21%	0.00%	▲ 0.01%	0.01%	▲ 0.03%

(予算と決算のずれ=決算-予算)

＜金額ベース＞

	収入		支出			収支差 (百万円)	
	保険料収入	その他収入	医療給付費	現金給付費 ・拠出金等	前々年度精算	インセンティブ	
全国	396,700	16,716	145,089	▲ 81,994	0	0	350,321
千葉	15,914	529	7,447	273	0	0	8,723
全国平均分	16,203	454	6,914	273	0	0	9,469
地域差分	▲ 289	75	533	0	0	0	▲ 747

(百万円)

＜料率換算＞

	収入		支出			収支差 (%)	
	保険料収入	その他収入	医療給付費	現金給付費 ・拠出金等	前々年度精算	インセンティブ	
全国	0.37%	0.02%	0.14%	▲ 0.08%	0.00%	0.00%	0.33%
千葉	0.56%	0.02%	0.26%	0.01%	0.00%	0.00%	0.31%
全国平均分	0.57%	0.02%	0.24%	0.01%	0.00%	0.00%	0.34%
地域差分	▲ 0.01%	0.00%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	▲ 0.03%

↓

精算額	収入		支出				
	保険料収入 要因	その他収入 要因	医療給付費 要因	現金給付費 ・拠出金等 要因	前々年度精算 要因	インセンティブ 要因	
	747	289	▲ 75	533	0	0	0

↓

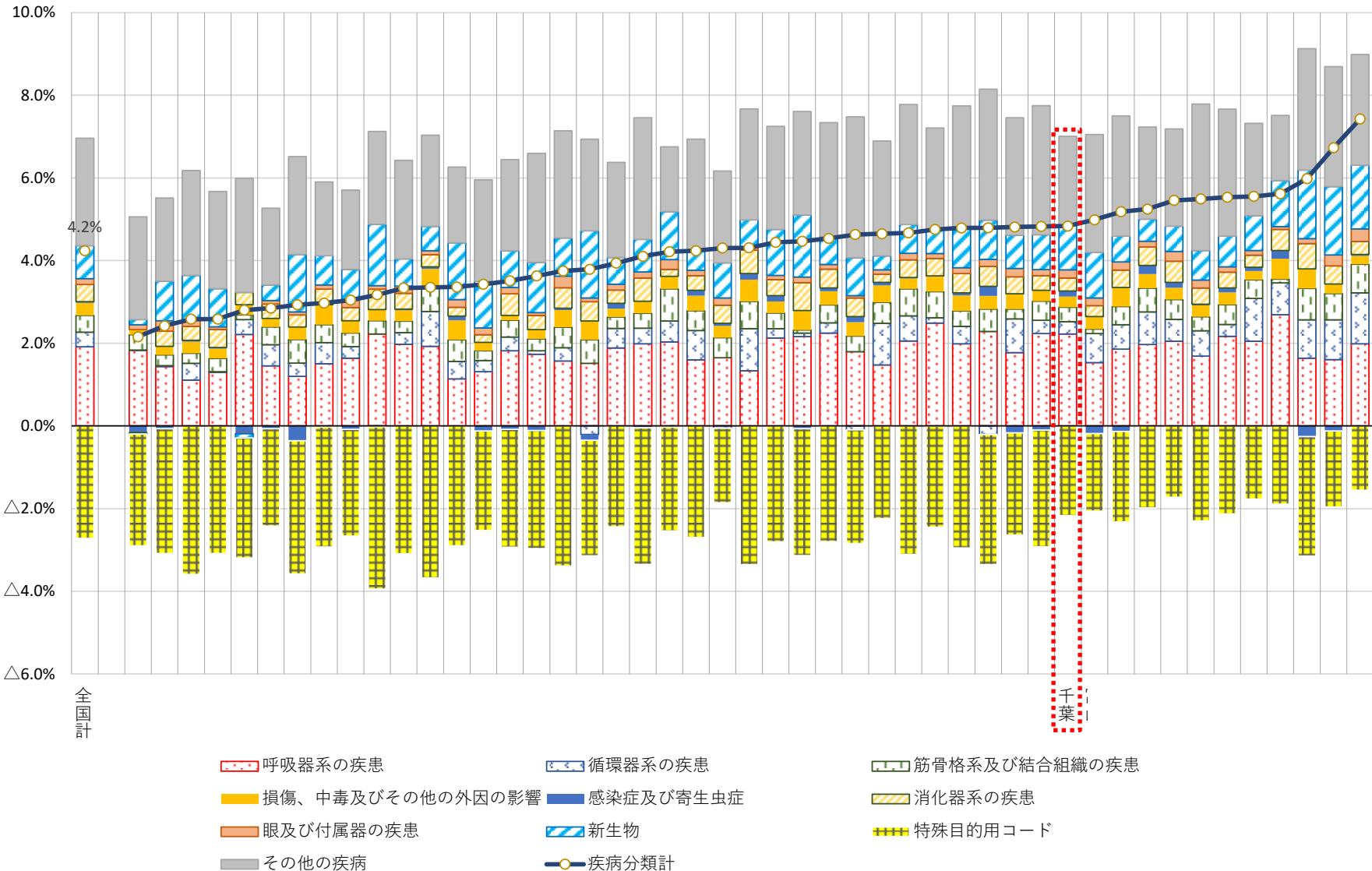
精算額	収入		支出				
	保険料収入 要因	その他収入 要因	医療給付費 要因	現金給付費 ・拠出金等 要因	前々年度精算 要因	インセンティブ 要因	
	0.03%	0.01%	▲ 0.00%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%

※保険料収入は健康保険法第3条2項の日雇特例被保険者分の保険料を除いた額を計上している（健康保険法第3条2項の日雇特例被保険者分の保険料は「その他収入」にて計上）。

※医療給付費及び現金給付費・拠出金等は国庫補助等を除いた額を計上している。

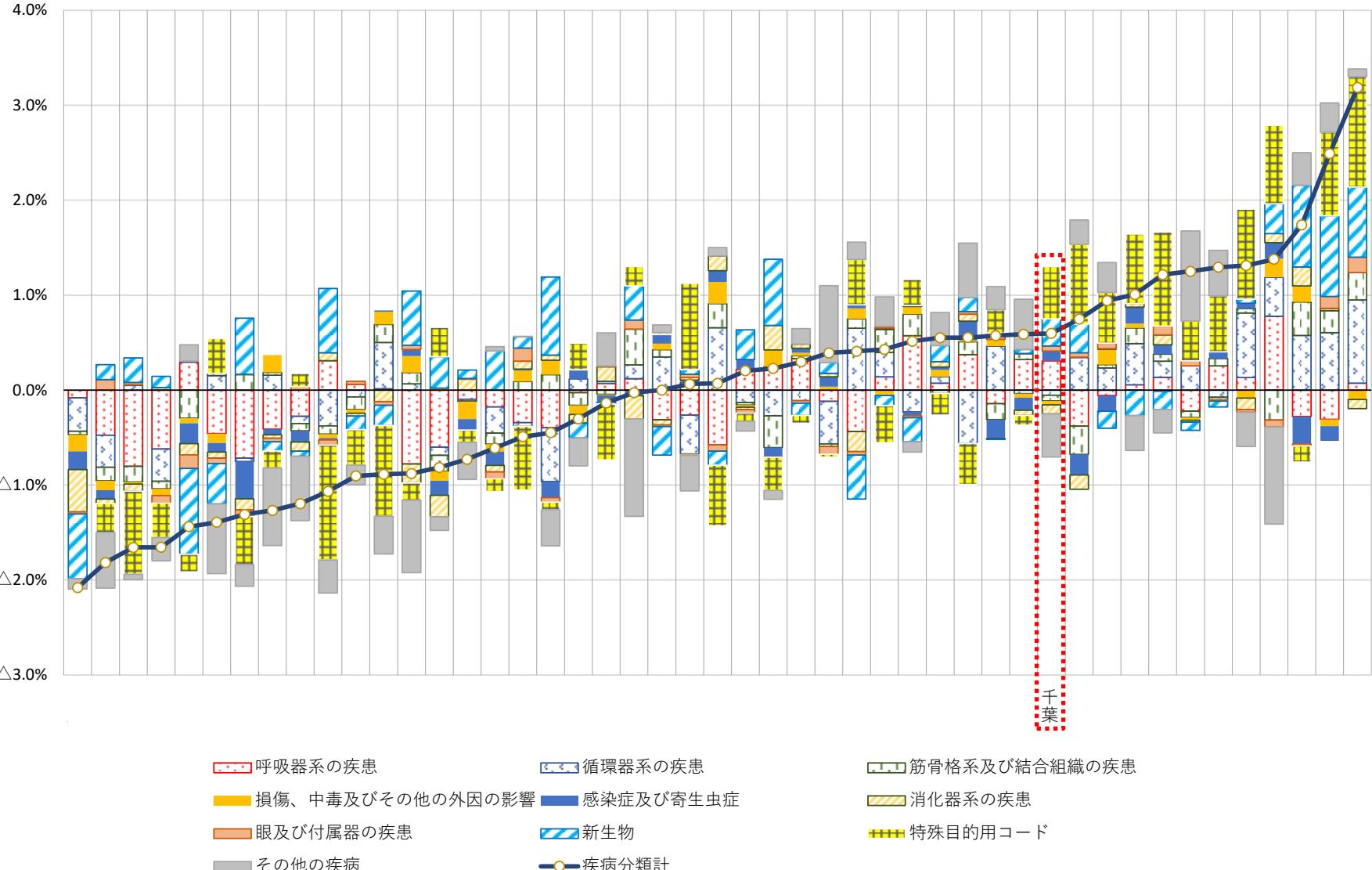
※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

1人当たり医療費の対前々年比(3-2ベース、2022-2024年)



- ※ 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く協会けんぽのレセプトについて集計したものです。これは、社会保険診療報酬支払基金の一次審査分のみを計上しており、再審査分は含まれていません。
- ※ 診療種別が入院、入院外、歯科、調剤(入院外に突合できるもの)のレセプトの点数のみを集計しています。
- ※ 特殊目的用コードは、主に新型コロナウイルス感染症に関する傷病を示す疾病分類である。

1人当たり医療費の対前々年比の全国との差(3-2ベース、2022-2024年)



- ※ 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く協会けんぽのレセプトについて集計したものです。これは、社会保険診療報酬支払基金の一次審査分のみを計上しており、再審査分は含まれていません。
- ※ 診療種別が入院、入院外、歯科、調剤(入院外に突合できるもの)のレセプトの点数のみを集計しています。
- ※ 特殊目的用コードは、主に新型コロナウイルス感染症に関する傷病を示す疾病分類である。

令和8年度都道府県単位保険料率等の決定に向けたスケジュール（現時点の見込み）

	1月	2月	3月
本部 運営委員会	<p>1/29</p> <p>【主な議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定款変更〈付議〉 (令和8年度都道府県単位保険料率等の決定) <p>支部長からの意見の申出</p>	<p>2/12 (予備日)</p>	<p>3/24</p> <p>【主な議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和8年度事業計画・予算〈付議〉
支部 支部評議会	<p>1/15</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度都道府県単位保険料率 ・令和8年度支部事業計画 ・令和8年度支部保険者機能強化予算 		<p>3/18</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度支部事業計画 ・令和8年度支部保険者機能強化予算
その他		<p>令和8年度保険料率改定の広報</p>	<p>健診体系の見直しの広報</p>
(備考) 国		<p>保険料率の認可等</p>	<p>事業計画、予算の認可等</p>

※ 運営委員会の議題については、令和7年12月末時点で想定されるものであり、変更があり得る。

«参考»健康保険法 第160条

- 6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。
- 7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。
- 8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。